

検定である。担当範囲は、支社所属監査員については支社および支社の所管しまたは担当する機関、鉱業所所属監査員については同所となっている。支社の地方会計監査員は、支社において会計監査を担当する監察役、監察役補佐および支社長の命ずる職員となり、鉱業所については同所長の命ずる職員となっている。(宮坂正直)

ちほうかせん 地方河川 河川法の適用をうける中小河川のうち、直轄河川を除いて、地方行政が地方費をもって改良工事を行う河川(地方費修築河川)のことをいう。この場合河川法第26条により国庫はその費用の $\frac{1}{2}$ を負担することになっており、現在全国では165河川におよんでいる。(和仁達美)

ちほうしざいぶ 地方資材部 国鉄支社の地方機関(地方において国鉄の業務を分掌している機関であって国鉄の従たる事務所をなすもの)。国鉄が事業を遂行する上において使用する物品は、品種においてもまた数量からいってもぼう大なもので、これを合理的かつ円滑に調達し・配給することによって、経営の合理化と能率化に資することを目的として、昭和24・7に設置された国鉄部内のサービス部門をなす機関である。その所管業務は、物品の検査・保管・配給・運用および処分ならびに地方調達品の準備計画および調達である。また、一般の委託により陸運に関する機械器具その他物品の調達および試験も行っている。設置箇所は、札幌(北海道)、仙台(東北)、新潟、東京(関東)、名古屋(中部)、大阪(関西)、高松(四国)、広島および門司(九州)の9箇所であり、名称はそれぞれかっこ書きのように地方名を冠している。

それぞれの地方資材部の担当する機関は、つぎのように定められている。

(1) 関東、関西および九州の各地方資材部 関東、関西および西部の各支社の所管する鉄道管理局、ならびにこれらの局の所管区域内に所在する本社付属機関、地方機関(鉱業所を除く)および支社の他の地方機関(関東地方資材部にあっては新潟、関西地方資材部にあっては四国、九州地方資材部にあっては広島の各地方資材部の担当する機関を除く。また下関工事は九州地方資材部の担当)。

(2) 北海道、東北および中部の各地方資材部 北海道、東北および中部の各支社の所管する鉄道管理局およびこれらの局の所管区域内に所在する支社の他の地方機関。

(3) 新潟、四国および広島の各地方資材部 その地方資材部の所在地を所管する鉄道管理局および同局所管区域内に所在する支社の他の地方機関(下関工事を除く)。

地方資材部の内部組織は、管理課・需給課・購買課・石炭課(北海道・関東および九州の各地方資材部にかぎる)および検査課(関東および関西の各地方資材部に限る)となっている。所管業務の一部を分掌する機関として、釧路、旭川、函館、盛岡、秋田、高崎、水戸、長野、静岡、金沢、米子、岡山、熊本および鹿児島島の14箇所資材事務所があり、また所要の地に地方資材部の出張所がある。資材事務所および出張所の担当する機関は、その資材事務所または出張所の所在地を所管する鉄道管理局および同局所管区域内に所在する支社の他の地方機関である。関東地方資材部の附属機関には、被服工場(2)、木材防汚工場および中央用品試験所がある。

地方資材部の現業機関には、用品庫(22)、工場用品庫(2)および用品試験所(8)がある。昭和30年度における地方調達額は102億円に及び、部外購入費総額の約12%に当たっている。所属する職員の数、は約5,800人である。(宮坂正直)

ちほうしざいぶのうりつしひょう 地方資材部能率指標

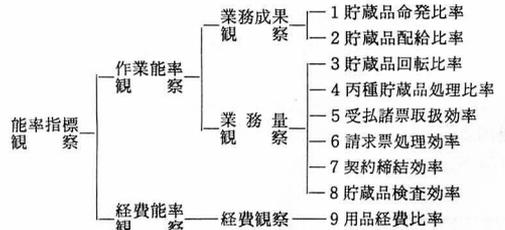
地方資材部における物品の調達・検査・保管および配給に關する業務活動を、計数を通して総合的に判定する観察体系。毎月項目別に調査した各種諸票の総処理枚数(または金額)を算出し、管理標準値と対比することによって、当該計数値の当否を観察し、さらにこれらの記録計数値の基礎となっているところの経営活動の良否を判定し、経営能率の増大ならびに合理化促進の資料とするもの。

1 目的 国鉄が年間に使用する物品の量は経営費の半ばに近い巨額を示し、その品種は石炭・鋼材・木材・セメント等の素材から機械・繊維製品・紙類のみならず薬品・調度用品等の雑品に至るまで、およそ6千種類の多きにおよび、品形別にみるときは10万種類に達し、さらにその配給箇所は全国各駅区5千箇所の広範囲におよんでいる。したがってこのような巨額の物品の調達・検査・保管および配給の事務を合理化すると否とでは、輸送を円滑にする上からも、物件費を切りつめるためにも、また運転資金を節約する点からみてもいちじるしい影響がある。かかる経営合理化の要請にもとづいて、昭和28年から業務能率の観察方法を地方資材部能率指標として制度化(同年3月資計第1685号)し、用品勘定を施行する箇所て実施することとした。

2 体系 (1) 労働指数としての作業能率観察 (2) 経営指数としての経費能率観察に大別し、これをさらに貯蔵品命発比率、貯蔵品配給比率、貯蔵品回転比率、三種貯蔵品処理比率、受払諸票取扱効率、請求票処理効率、契約締結効率、貯蔵品検査効率および備品経費比率に細分する。

作業能率観察は主体的能率観察といわれるもので、業務活動の実体を直接に観察するものである。これをさらに業務の成果的観察と業務の物量的観察に細分することができる。前者は要求量に対する供給量を表わし、後者は労働の生産量を表示している。経費能率観察は価値的観察ともいわれるもので、業務活動に伴って発生する経費を観察するものである。そして作業および経費能率の成績は指数値で算出した管理標準値と対比して経営活動の良否を月別に大局的に観察する。以上現今の諸調査要領(昭和32・3・27資計第224号)を図示すればつぎのとおりである。

作業能率観察についてはとくにその業務の必要性から準備・調達・配給および検査の各部門別に区分して観察することになっている。



3 指数値算定方式 各項目の観察目的および指数値の求め方はつぎのとおりである。

(1) 貯蔵品命発比率 計画部門における保転票、配給票および引渡兼使用報告書(以下「請求票」という)の処理枚数を受付枚数と対比して、要求に対する充足進捗度を観察する。ア 中央・地方(委任調達品を含む)調達品別に作成する イ 当月処理枚数÷(当月受付枚数+前月繰越枚数)

(2) 貯蔵品配給比率 用品庫、倉庫(以下「用品庫等」という)の処理枚数を受付枚数と対比して、要求に対する充足進捗度を観察する。ア 中央・地方(委任調達品を含む)調達品別に作成